

第 159 期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時

場所 京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地
日本新薬株式会社 本社

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

目次

第159期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役12名選任の件	
事業報告	19
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告書	41

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議決権の行使は書面又はインターネットで行い、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスク着用・手指アルコール消毒・検温など感染予防措置を講じてまいりますが、ご協力いただけない場合には、入場をお断りすることもあり得ますので何卒ご協力いただきますようお願いいたします。
- ・また、本株主総会は感染拡大リスク軽減のため、内容を簡略化させていただく予定です。ご理解の程お願いいたします。



日本新薬株式会社

(証券コード：4516)

(証券コード：4516)

2022年6月7日

株 主 各 位

京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地



日本新薬株式会社

代表取締役社長 中井 亨

第159期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第159期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、株主の皆様におかれましてはご自身のご健康に配慮いただきまして、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するように折り返しご返送いただくか、議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2 場 所 京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14番地
日本新薬株式会社 本社
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照願います。)

3 株主総会の目的事項

- 報告事項
 - 1. 第159期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第159期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役12名選任の件

以 上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

インターネットによる開示について

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役会と会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査した書類の一部であります。
- ・事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nippon-shinyaku.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使については、
4ページをご覧ください。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。



■ 書面による行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分到着



■ インターネットによる行使の場合

詳細は次ページをご覧ください

パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで



■ 株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使の場合の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで**にご行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

スマートフォン等のバーコード読み取り機能を利用して右の二次元コードから議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。



- (2) パソコンまたはスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイトご利用の株主様には「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

議決権行使書記載の二次元コードから議決権行使サイトにアクセスする場合、初回の議決権行使に限り、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。（再行使時はID、パスワードの入力が必要となります。）


3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料・通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申し込まれた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の株主の皆様への適切な利益還元につきましては、連結配当性向を35%前後とするとともに、EPS（1株当たり当期純利益）の増加により、1株当たり配当金の増加を目指します。

また、当社は企業価値の最大化を目指す基本方針に基づき、研究開発体制を強化して開発パイプラインの充実に取り組むとともに、グローバル事業の展開に適応した組織体制を構築し、激化する競争に耐え得る企業体制の整備を行うための投資と利益還元のバランスを考えながら、更なる経営基盤の強化に努めます。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきまして、以下のとおりといたしたく存じます。

1 配当財産の種類

金 銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金59円 総額 3,973,829,950円

なお、これにより年間配当金は、1株につき中間配当51円と合わせ合計110円となります。

3 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月30日（木曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第3章 株主総会 （株主総会参考書類等のインターネット開示） 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。	第3章 株主総会 <削除>

第3号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって社外取締役4名を含む取締役12名全員が任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における現在の地位および担当	取締役在任年数	取締役会への出席状況	重要な兼職の状況
1	再任	まえかわ しげのぶ 前川 重信	代表取締役会長	17年	100% (13回/13回)	
2	再任	なかい とおる 中井 亨	代表取締役社長	3年	100% (13回/13回)	
3	再任	さの しょうぞう 佐野 省三	常務取締役 営業担当	7年	100% (13回/13回)	
4	再任	たかや たかし 高谷 尚志	取締役 人事・総務・リスク・ コンプライアンス・DX担当	4年	100% (13回/13回)	
5	再任	えだみつ たかのり 枝光 平憲	取締役 経営企画・ サステナビリティ担当	4年	100% (13回/13回)	
6	再任	たかがき かずちか 高垣 和史	取締役 研究開発担当	1年	100% (11回/11回)	
7	再任	いしざわ ひとし 石沢 整	取締役 機能食品担当	1年	100% (11回/11回)	
8	再任	きむら ひとみ 木村ひとみ	取締役 サプライチェーン・ 信頼性保証担当	1年	100% (11回/11回)	
9	再任 社外	独立 すぎうら ゆきお 杉浦 幸雄	社外取締役	9年	100% (13回/13回)	
10	再任 社外	独立 さくらい みゆき 櫻井 美幸	社外取締役	5年	100% (13回/13回)	花水木法律事務所共同経営 株式会社日本触媒 社外取締役
11	再任 社外	独立 わだ よしなお 和田 芳直	社外取締役	3年	100% (13回/13回)	大阪母子医療センター母性内科 非常勤医師
12	再任 社外	独立 こばやし ゆかり 小林柚香里	社外取締役	1年	100% (11回/11回)	アマンダライフコンサルティング 合同会社代表 パナソニック コネクト株式会社 社外取締役

ご参考

監査役会の構成

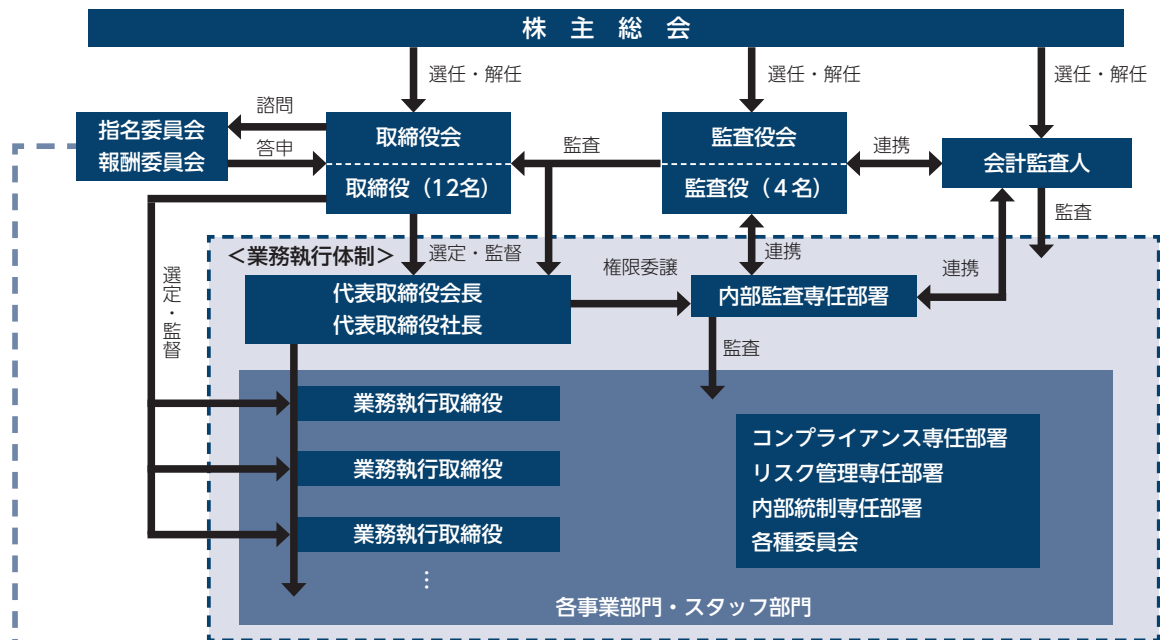
氏名		当社における現在の地位	監査役在任年数	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	重要な兼職の状況
	まつうら もりお 松浦 守生	常勤監査役	3年	100% (13回/13回)	100% (15回/15回)	
	くわばら けんじ 桑原 健誌	常勤監査役	2年	100% (13回/13回)	100% (15回/15回)	
社外	こんどう つよし 近藤 剛史	社外監査役	6年	100% (13回/13回)	100% (15回/15回)	近藤総合法律事務所所長 泉州電業株式会社 社外取締役
社外	まるやま すみたか 丸山 澄高	社外監査役	3年	100% (13回/13回)	100% (15回/15回)	丸山澄高税理士事務所所長 ユニチカ株式会社 社外監査役

取締役・監査役のスキルマトリックス

区分	氏名	スキル・経験									
		企業経営/ 経営戦略	グローバル ビジネス	財務/会計	法務/ リスクマネジメント	研究開発	営業/ マーケティング	生産/品質	人事/ 人材開発	ESG/ 社会貢献	IT/ 情報統括
取締役 (社内)	前川 重信	●	●	●	●					●	●
	中井 亨	●	●	●			●				
	佐野 省三						●				
	高谷 尚志	●			●		●		●	●	●
	枝光 平憲	●		●	●						
	高垣 和史					●					
	石沢 整						●				
	木村 ひとみ		●			●		●			
取締役 (社外)	杉浦 幸雄					●					
	櫻井 美幸				●						
	和田 芳直					●			●		
監査役 (社内)	小林 柚香里	●	●	●			●		●		●
	松浦 守生						●				
監査役 (社外)	桑原 健誌		●			●					
	近藤 剛史				●						●
	丸山 澄高			●					●		

(注) 上記一覧は、取締役・監査役の有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

コーポレート・ガバナンス体制



指名委員会・役割 取締役会からの諮問に応じて、取締役及び監査役の選任及び解任等に関する事項について審議をし、取締役会に対して答申を行います。

- ・委員の構成（2022年4月現在）
委員長：杉浦 幸雄（社外取締役）
社内委員：前川 重信（代表取締役会長）、社外委員：櫻井 美幸（社外取締役）

報酬委員会・役割 取締役会からの諮問に応じて、取締役及び監査役の報酬に関する株主総会議案等の事項について審議をし、取締役会に対して答申を行うとともに、取締役会からの委任に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容について審議をし、決定します。

- ・委員の構成（2022年4月現在）
委員長：杉浦 幸雄（社外取締役）
社内委員：前川 重信（代表取締役会長）、社外委員：櫻井 美幸（社外取締役）

候補者 番号	1	まえかわ 前川	しげのぶ 重信	再任
-----------	---	-------------------	-------------------	----

取締役在任年数 17年	取締役会への出席状況 100% (13回/13回)	所有する当社の株式の数 52,900株	生年月日 1953年1月18日
----------------	------------------------------	------------------------	--------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

<p>1976年4月 当社入社</p> <p>1992年3月 日本経営者団体連盟出向</p> <p>2002年4月 経営戦略室経営企画部長</p> <p>2004年4月 執行役員</p> <p>2005年6月 取締役</p>	<p>2005年6月 経営企画、経理・財務、情報システム担当 兼経営企画部長</p> <p>2006年6月 常務取締役</p> <p>2007年4月 経営企画、経理・財務、情報システム担当</p> <p>2007年6月 代表取締役社長</p> <p>2021年6月 代表取締役会長（現任）</p>
--	--

■ 取締役候補者とした理由

1976年の入社以来、2002年から経営企画部長、2005年から経営企画、経理・財務、情報システム担当取締役、2006年から常務取締役、2007年から代表取締役社長、2021年から代表取締役会長（現任）を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、代表取締役として取締役会議長を務め、取締役会を適切に運営していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者 番号	2	なか い 中井	とおる 亨	再任
-----------	---	-------------------	-----------------	----

取締役在任年数 3年	取締役会への出席状況 100% (13回/13回)	所有する当社の株式の数 10,100株	生年月日 1971年12月23日
---------------	------------------------------	------------------------	---------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

<p>1995年4月 当社入社</p> <p>2016年4月 事業企画部長</p> <p>2018年4月 経営企画担当付（NS Pharma）</p> <p>2019年4月 国際事業統括部長兼国際事業統括部付 （NS Pharma）</p>	<p>2019年6月 取締役</p> <p>2019年6月 国際事業担当兼国際事業本部長</p> <p>2021年6月 代表取締役社長（現任）</p>
--	---

■ 取締役候補者とした理由

1995年の入社以来、2016年から事業企画部長、2018年から米国子会社NS Pharmaへ出向（現地法人の事業企画部長）、2019年から国際事業統括部長、その後国際事業担当取締役、2021年から代表取締役社長（現任）を務めるなど、海外事業における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、また、当社経営陣としてのリーダーシップも十分に発揮していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者 番号	3	さ の しょうぞう 佐野 省三	再任
-----------	---	---------------------------	----

取締役在任年数 7年	取締役会への出席状況 100% (13回/13回)	所有する当社の株式の数 6,700株	生年月日 1960年7月14日
---------------	------------------------------	-----------------------	--------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2015年 4月	執行役員 営業本部長
2008年 4月	営業本部さいたま支店長	2015年 6月	取締役
2010年 4月	執行役員 営業本部営業推進統括部大阪支店長	2015年 6月	営業担当兼営業本部長 (現任)
2013年 4月	執行役員 営業本部首都圏統括部長	2019年 6月	常務取締役 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

1984年の入社以来、2008年からさいたま支店長、2010年から大阪支店長、2013年から首都圏統括部長、2015年から営業担当取締役 (現任)、2019年から常務取締役 (現任) を務めるなど、医薬品の営業部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者 番号	4	たか や たか し 高谷 尚志	再任
-----------	---	---------------------------	----

取締役在任年数 4年	取締役会への出席状況 100% (13回/13回)	所有する当社の株式の数 4,600株	生年月日 1960年11月13日
---------------	------------------------------	-----------------------	---------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2012年 4月	執行役員 営業本部営業企画統括部長
2005年 4月	営業本部マーケティング部長	2018年 6月	取締役 (現任)
2009年 4月	営業本部営業企画統括部マーケティング部長	2018年 6月	C S R ・ 経営管理担当
2010年 4月	営業本部営業企画統括部医薬企画部長	2022年 4月	人事・総務・リスク・コンプライアンス・DX担当 (現任)
2011年 4月	営業本部営業企画統括部長		

■ 取締役候補者とした理由

1984年の入社以来、1999年から東京支社経営情報部事業企画課長、2001年から経営戦略部課長、2003年から医薬企画部企画課長、2005年からマーケティング部長、2010年から医薬企画部長、2011年から営業企画統括部長、2018年からC S R ・ 経営管理担当取締役、2022年から新たに人事・総務・リスク・コンプライアンス・DX担当取締役 (現任) を務めるなど、幅広い豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

候補者 番号	5	えだみつ 枝光	たかのり 平憲	再任
-----------	----------	-------------------	-------------------	----

取締役在任年数 4年	取締役会への出席状況 100% (13回/13回)	所有する当社の株式の数 4,100株	生年月日 1963年8月8日
---------------	------------------------------	-----------------------	-------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1989年4月	当社入社	2018年6月	取締役（現任）
2011年8月	経営企画部長	2018年6月	経営企画担当
2013年4月	執行役員 経営企画部長	2022年4月	経営企画・サステナビリティ担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

1989年の入社以来、2005年から経営企画部経営企画課長、2011年から経営企画部長、2018年から経営企画担当取締役、2022年から新たに経営企画・サステナビリティ担当取締役（現任）を務めるなど、経営企画部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者 番号	6	たかがき 高垣	かずちか 和史	再任
-----------	----------	-------------------	-------------------	----

取締役在任年数 1年	取締役会への出席状況 100% (11回/11回)	所有する当社の株式の数 3,200株	生年月日 1961年11月15日
---------------	------------------------------	-----------------------	---------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2021年6月	取締役（現任）
2014年6月	研究開発本部創薬研究所東部創薬研究所長	2021年6月	研究開発担当 兼 研究開発本部長（現任）
2016年6月	研究開発本部創薬研究所長		
2017年4月	執行役員 研究開発本部創薬研究所長		

■ 取締役候補者とした理由

1986年の入社以来、2014年から東部創薬研究所長、2016年から創薬研究所長、2021年から研究開発担当取締役（現任）を務めるなど、研究開発部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者 番号	7	いしざわ 石沢 ひとし 整	再任
-----------	---	--------------------------------------	----

取締役在任年数 1年	取締役会への出席状況 100% (11回/11回)	所有する当社の株式の数 4,500株	生年月日 1961年9月18日
---------------	------------------------------	-----------------------	--------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

<p>1985年 4月 当社入社</p> <p>2013年 4月 営業本部北日本統括部北関東支店長</p> <p>2014年 4月 営業本部西日本統括部中国支店長</p> <p>2015年 4月 営業本部東日本統括部東京支店長</p> <p>2017年 4月 営業本部大阪支店長</p>	<p>2018年 4月 執行役員 営業本部大阪支店長</p> <p>2021年 4月 執行役員 営業本部関西支店長</p> <p>2021年 6月 取締役 (現任)</p> <p>2021年 6月 機能食品担当 兼 機能食品カンパニー長 (現任)</p>
---	---

■ 取締役候補者とした理由

1985年の入社以来、2013年から北関東支店長、2014年から中国支店長、2015年から東京支店長、2017年から大阪支店長、2021年から関西支店長、その後機能食品担当取締役 (現任) を務めるなど、医薬品の営業部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を機能食品部門において有効的に活用しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者 番号	8	きむら 木村 ひとみ	再任
-----------	---	-------------------------	----

取締役在任年数 1年	取締役会への出席状況 100% (11回/11回)	所有する当社の株式の数 1,500株	生年月日 1961年9月2日
---------------	------------------------------	-----------------------	-------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

<p>1984年 4月 当社入社</p> <p>2015年 4月 信頼性保証統括部薬事部長</p> <p>2020年 4月 信頼性保証統括部長 (総括製造販売責任者)</p>	<p>2021年 4月 執行役員 信頼性保証統括部長 (総括製造販売責任者)</p> <p>2021年 6月 取締役 (現任)</p> <p>2021年 6月 サプライチェーン・信頼性保証担当 (現任)</p>
---	---

■ 取締役候補者とした理由

1984年の入社以来、2015年から薬事部長、2020年から信頼性保証統括部長 (総括製造販売責任者)、2021年からサプライチェーン・信頼性保証担当取締役 (現任) を務めるなど、サプライチェーン・信頼性保証部門における豊富な業務経験と当該分野に関する深い見識を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者 番号	9	すぎうら 杉浦	ゆきお 幸雄	再任	社外	独立
-----------	---	-------------------	------------------	----	----	----

取締役在任年数 9年	取締役会への出席状況 100% (13回/13回)	所有する当社の株式の数 2,000株	生年月日 1942年2月3日
---------------	------------------------------	-----------------------	-------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

<p>1988年1月 京都大学化学研究所教授</p> <p>1998年3月 英国マンチェスター大学薬学部客員教授</p> <p>1998年4月 京都大学化学研究所長</p> <p>2005年4月 京都大学名誉教授（現任）</p> <p>2005年4月 日本薬学会会頭</p> <p>2007年4月 同志社女子大学薬学部特任教授</p>	<p>2013年6月 当社取締役（現任）</p> <p><当社社外取締役在任年数> 本総会終結時をもって9年になります。</p> <p><重要な兼職の状況> なし</p>
---	---

■ 社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

薬学者として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者 番号	10	さくらい 櫻井	みゆき 美幸	再任	社外	独立
-----------	----	-------------------	------------------	----	----	----

取締役在任年数 5年	取締役会への出席状況 100% (13回/13回)	所有する当社の株式の数 400株	生年月日 1964年12月15日
---------------	------------------------------	---------------------	---------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

<p>1992年4月 司法研修所司法修習修了</p> <p>1992年4月 大阪弁護士会登録</p> <p>1992年4月 西村法律会計事務所入所</p> <p>2003年5月 花水木法律事務所共同経営（現任）</p> <p>2015年3月 公益財団法人日本生命財団監事（現任）</p> <p>2016年4月 国立大学法人大阪大学監事（現任）</p> <p>2017年6月 当社取締役（現任）</p>	<p>2020年6月 株式会社日本触媒社外取締役（現任）</p> <p><当社社外取締役在任年数> 本総会終結時をもって5年になります。</p> <p><重要な兼職の状況> 花水木法律事務所共同経営 株式会社日本触媒社外取締役</p>
--	---

■ 社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

弁護士として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

11

わだ よしなお
和田 芳直

再任

社外

独立

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

所有する当社の株式の数

100株

生年月日

1950年12月25日

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1975年7月 大阪大学医学部附属病院入職
 1981年11月 大阪府立母子保健総合医療センター母性内科
 1989年10月 医学博士号（大阪大学）取得
 1991年4月 大阪府立母子保健総合医療センター研究所代謝部門部長
 1998年4月 大阪府立母子保健総合医療センター研究所長
 2011年4月 大阪府立母子保健総合医療センター母性内科部長兼研究所長
 2014年4月 大阪府立母子保健総合医療センター母性内科主任部長兼研究所長
 2016年4月 大阪府立母子保健総合医療センター母性内科非常勤医師

2017年4月 大阪母子医療センター母性内科非常勤医師（現任）
 2018年4月 横浜市立大学客員教授
 2019年6月 当社取締役（現任）

<当社社外取締役在任年数>

本総会終結時をもって3年になります。

<重要な兼職の状況>

大阪母子医療センター母性内科非常勤医師

■ 社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

医師として独立した立場から、同氏が有する専門知識と識見を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としてしました。

候補者 番号	12	こばやし 小林	ゆかり 柚香里	再任	社外	独立
-----------	----	-------------------	-------------------	----	----	----

取締役在任年数 1年	取締役会への出席状況 100% (11回/11回)	所有する当社の株式の数 0株	生年月日 1963年4月17日
----------------------	-------------------------------------	--------------------------	---------------------------

■ 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

<p>1987年6月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社</p> <p>2002年7月 同社統括本部長</p> <p>2007年1月 同社理事</p> <p>2007年1月 IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社 執行役員</p> <p>2016年3月 マーサー・ジャパン株式会社入社</p> <p>2016年3月 同社成長戦略担当兼社長室長</p> <p>2018年1月 マーサー・インベストメント・ソリューションズ株式会社 取締役</p> <p>2018年2月 マーサー・ジャパン株式会社COO</p> <p>2018年7月 日本マイクロソフト株式会社入社</p> <p>2018年9月 同社執行役員 コーポレート戦略統括本部長 兼社長室長</p>	<p>2020年3月 アマンドライフコンサルティング合同会社代表 (現任)</p> <p>2021年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>2022年1月 パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社 (現パナソニック コネクト株式会社) エグゼクティブアドバイザー</p> <p>2022年4月 パナソニック コネクト株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p><当社社外取締役在任年数> 本総会最終時をもって1年になります。</p> <p><重要な兼職の状況> アマンドライフコンサルティング合同会社代表 パナソニック コネクト株式会社 社外取締役</p>
---	--

■ 社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要

会社経営者として独立した立場から、同氏が有する豊富な経験と幅広い見識を基に、実践的な視点から当社の経営へ助言を行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社では、独立社外役員の「独立性判断基準」(次ページ参照)を定めております。

当社ウェブサイト「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(別紙2)

(https://www.nippon-shinyaku.co.jp/file/download.php?file_id=5832)

本議案における社外取締役候補者各氏は、すべてこの基準を満たしております。

このほか、社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、杉浦 幸雄氏、櫻井 美幸氏、和田 芳直氏、小林 柚香里氏と、同法第423条第1項に定める取締役の当社に対する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- (2) 当社は、杉浦 幸雄氏、櫻井 美幸氏、和田 芳直氏、小林 柚香里氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役全員を被保険者としております。被保険者である取締役がその業務につき行なった行為または不作為に起因して株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって取締役が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当契約では犯罪行為や違法であることを認識しながら行なった行為に起因する賠償責任等は免責となります。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。また、各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。当契約については次回更新に際しても現行内容を継続する予定であります。

【独立性判断基準】

当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）およびその候補者が以下の項目の何れにも該当しない場合、十分な独立性を有しているものと判断します。

- (1) 現在および過去の当社（子会社を含む。以下同じ）の業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- (5) 当社の大株主またはその業務執行者
- (6) 当社から多額の寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- (7) 上記（1）から（6）までの何れか重要な者の近親者

*注記

- (1) ～ (6) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、その他これに準じるものおよび使用人
- (2) 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度の取引額が当社の連結売上高の2%を超える取引先
- (3) 「当社を主要な取引先とする者」とは、相手にとって当社が主要と言う意味で、直近事業年度の取引額が相手の連結売上高の2%を超える取引先
- (4) (6) 「多額」とは、1千万円超かつ相手の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることを言う
- (5) 「当社の大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を有する株主
- (7) 「重要な者」とは、部長格以上の業務執行者、「近親者」とは、配偶者または2親等以内の親族

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う影響は徐々に収束し、緩やかな回復傾向がみられるものの、一方で変異株の感染再拡大やウクライナ情勢の緊迫化による地政学的リスクが顕在化するなど、社会および経済に多大なる影響を及ぼしています。わが国経済についても新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の緊迫化によるエネルギー資源や原材料価格の高騰など、世界経済と同様に先行きが不透明な状況になっています。

当企業集団を取り巻く医薬品業界においては、後発品の使用促進策、薬価の毎年改定等の医療費抑制のための諸施策の推進や新型コロナウイルス感染症に伴う影響など、厳しい環境下にあります。

機能食品事業は、健康志向の高まりにより機能性食品へのニーズは強いものがありますが、運送コストや原材料価格の高騰など、厳しい事業環境が続いています。

このような環境の中、当企業集団の業績は、肺動脈性肺高血圧症・慢性血栓塞栓性肺高血圧症治療剤「ウプトラビ」の海外売上に伴うロイヤリティ収入や国内医薬品新製品群の伸長および米国食品医薬品局（FDA）から発行された優先審査バウチャーの売却収入等が寄与し、売上高は1,375億4千7百万円と対前期比12.8%の増収となりました。利益面では、増収と売上構成による売上原価率の低下等により、営業利益は282億9千9百万円と対前期比8.3%の増益、経常利益は297億7千3百万円と対前期比11.3%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は230億4千4百万円と対前期比11.3%の増益となりました。

売上高

1,375億4千7百万円

前期比12.8%増 


営業利益

282億9千9百万円

前期比8.3%増 

経常利益

297億7千3百万円

前期比11.3%増 親会社株主に
帰属する
当期純利益

230億4千4百万円

前期比11.3%増 

セグメントの概況

(医薬品事業)

医薬品事業では、骨髄異形成症候群・急性骨髄性白血病治療剤「ビダーザ」や「ウプトラビ」、同製品の海外売上に伴うロイヤリティ収入等が伸長しました。加えて優先審査バウチャーの売却収入や2020年5月(国内)、8月(米国)に発売したデュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤「ビルテプソ」が通年で寄与し、売上高は1,206億5千万円と対前期比13.3%の増収となりました。

(機能食品事業)

機能食品事業では、プロテイン製剤、品質安定保存剤等の売上が増加し、売上高は168億9千7百万円と対前期比9.7%の増収となりました。

研究開発活動

(国内開発状況)

- デュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤「NS-065/NCNP-01 (製品名：ビルテプソ®点滴静注250mg、一般名：ビルトラルセン)」については、2020年3月に承認され、5月より販売を開始しました。現在グローバル第三相試験を実施中です。
- 鉄欠乏性貧血治療剤「NS-32 (一般名：デルイソマルトース第二鉄)」については、2016年にファーマコスモス社(デンマーク)から導入し、2019年3月より第三相試験を実施し、2021年3月に承認申請、2022年3月に承認を取得しました。
- 難治てんかん(ドラベ症候群およびレノックス・ガストー症候群)治療剤「ZX008 (一般名：フェンフルラミン塩酸塩)」については、2019年にゾジェニックス社(米国)から導入し、2021年12月にゾジェニックス社がドラベ症候群の適応で承認申請を行いました。レノックス・ガストー症候群については、ゾジェニックス社が第三相試験を実施中です。
- ループス腎炎治療剤「GA101 (製品名：ガザイバ®点滴静注1000mg、一般名：オビヌツズマブ)」については、中外製薬と共同で国内第三相試験を準備中です。
- 「NS-304 (一般名：セレキシパグ)」については、小児の肺動脈性肺高血圧症を対象とした第二相試験を、2020年11月よりヤンセンファーマ株式会社と共同で実施中です。また閉塞性動脈硬化症を対象とした後期第二相試験を2022年2月に開始しました。
- 子宮内膜症治療剤「NS-580」については、前期第二相試験を実施中です。
- 二次性急性骨髄性白血病治療剤「NS-87 (一般名：daunorubicin/cytarabine)」については、2017年にジャズ・ファーマシューティカルズ社(アイルランド)から導入し、2019年8月より第一/二相試験を実施中です。

- ・ JAK1阻害剤「NS-229」については、2020年10月より第一相試験を実施中です。
- ・ 再発・難治性急性骨髄性白血病治療剤「NS-917（一般名：radgocitabine）」については、2017年にデルタフライファーマ株式会社（徳島市）から導入し、2022年2月に第一相試験を開始しました。
- ・ 芽球性形質細胞様樹状細胞腫瘍治療剤「NS-401（一般名：tagraxofusp）」については、2021年3月にメナリーニ社（イタリア）から導入し、第一／二相試験を開発準備中です。

（海外開発状況）

- ・ 「NS-065／NCNP-01（一般名：ビルトラルセン）」については、米国で2020年8月に承認され、販売を開始しました。欧州では2020年6月にEMAよりオーファンドラッグ指定を受けました。現在グローバル第三相試験を実施中です。
- ・ デュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤「CAP-1002」については、カプリコール・セラピューティクス社（米国）と、2022年1月に米国における販売提携契約を締結しました。カプリコール・セラピューティクス社が米国で第三相試験を準備中です。
- ・ 骨髄線維症治療剤「NS-018（一般名：ilginatinib）」については、米国において次試験を準備中です。

(2) 設備投資の状況

設備投資額	42億6千4百万円
主たる内容	小田原総合製剤工場生産設備の更新、研究開発設備の更新

(3) 重要な資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、医療制度の抜本改革、技術革新の進展、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など変化の激しい経営環境の中、ヘルスケア分野で社会になくてはならない事業体として、社会から信頼され、評価される組織、すなわち「ヘルスケア分野で存在意義のある会社」になることを強く意識して、その実現を目指しています。2019年度からスタートした第六次5ヵ年中期経営計画では、これまでの経営基盤をベースとして、持続的な成長基盤を強固なものにするために『6つの取り組み』（(1) 研究開発を通じた新しい価値の創造、(2) グローバル事業の推進、(3) ESG経営への取り組み強化による企業価値の向上、(4) 一人ひとりが活躍できる組織風土の醸成、(5) AIの積極的活用とIT化の推進、(6) さらなる経営基盤の強化）に挑戦することにより、社会からの存在感をさ

らに高め、特長のある製品をグローバルに展開することで、目指すべき姿である「ヘルスケア分野で存在意義のある会社」として、世界における存在意義を高めることを目指してまいります。

医薬品事業では、注力する4領域（泌尿器科、血液内科、難病・希少疾患、婦人科）を中心として治療ニーズが満たされていない疾患領域を主なターゲットに、病気で困っている患者さんの福音となる高品質で特長のある医薬品を提供してまいります。研究開発においては創薬技術の新規モダリティを視野に入れた自社創薬、導入、プロダクト・ライフサイクル・マネジメント（PLCM）により、研究開発パイプラインの充実を図るとともに、継続的に市場へ新製品を投入していきます。販売については、製品の多様化や創薬技術の高度化に対応し、必要としている患者さんに医師などの医療関係者を通じて、医薬品とその情報を適切に届けることで製品価値の最大化を目指していきます。国内医薬品事業については医療提供体制の変化への対応と、デジタルとリアルを併用したマーケティングにより、新製品の早期市場浸透を図っていきます。海外医薬品事業については米国子会社を米国の事業拠点とし、デュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤ビルテプソとそれに続く核酸医薬品等の販売体制の強化を図っていきます。中国においても設立した子会社の販売体制の構築を図っていきます。また、欧州などについては各国の状況に応じて最適な展開の方法を選択し事業の拡大を図ります。サプライチェーン・信頼性保証においては、グローバル安定供給体制および信頼性保証体制を確立し、強化していきます。

機能食品事業では、製菓企業としての高い技術力を活かし、注力4分野（健康食品素材、品質安定保存剤、プロテイン製剤、サプリメント）を中心として、市場ニーズに応える高付加価値製品を市場へ投入していきます。

グループの人事政策については、「特長のある製品は個性あふれる人材から」との考えから、人種、性別、年齢、国籍、文化などの区別なく、従業員の多様性を尊重し、個性を活かして前向きにチャレンジする機会を提供することで、一人ひとりが活躍し、成長する組織風土の醸成を目指します。

第六次5ヵ年中期経営計画は、持続的な成長を支える強固な経営基盤の構築を成し遂げるために、本計画を他社との違いを明確にし、さらなる独自性を追求するためのシナリオと位置付けました。全社員がこれまでの仕事の進め方や考え方にとらわれず、一人ひとりが自らの壁を乗り越えて『6つの取り組み』に果敢に挑戦することで、目指すべき姿の実現に向けて邁進してまいります。

第六次5ヵ年中期経営計画の最終年度である2024年3月期に売上高1,500億円、営業利益400億円、親会社株主に帰属する当期純利益300億円、EPS（1株当たり当期純利益）445円、ROE（自己資本利益率）については第六次5ヵ年中期経営計画の期間を通じて10%以上を目指します。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分		2018年度 第156期	2019年度 第157期	2020年度 第158期	2021年度 第159期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	114,716	116,637	121,885	137,547
経常利益	(百万円)	21,540	22,442	26,760	29,773
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	16,302	16,866	20,702	23,044
1株当たり当期純利益	(円)	242.04	250.42	307.37	342.14
総資産	(百万円)	168,763	175,017	197,028	210,052
純資産	(百万円)	135,190	145,760	162,543	176,767
1株当たり純資産	(円)	2,003.39	2,160.11	2,409.01	2,620.02

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2. 第159期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号)等を適用しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分		2018年度 第156期	2019年度 第157期	2020年度 第158期	2021年度 第159期 (当事業年度)
売上高	(百万円)	114,499	116,260	122,259	134,225
経常利益	(百万円)	20,422	21,372	28,922	29,673
当期純利益	(百万円)	15,667	16,214	23,175	23,291
1株当たり当期純利益	(円)	232.62	240.74	344.08	345.82
総資産	(百万円)	159,849	165,293	192,162	205,868
純資産	(百万円)	131,666	139,721	158,682	174,378
1株当たり純資産	(円)	1,954.84	2,074.44	2,355.98	2,589.02

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2. 第159期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号)等を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況（2022年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シオエ製薬株式会社	30百万円	100%	医薬品、機能食品の製造
タジマ食品工業株式会社	50百万円	83.5%	医薬品、機能食品の製造
NSシェアードサービス株式会社	10百万円	100%	ビジネスサポート業務
NS Pharma, Inc.	US\$300千	100%	医薬品の販売、導出入、臨床開発業務
北京艾努愛世医薬科技有限公司	200万元	100%	医薬品、機能食品の開発・販売支援、医薬情報収集
天津艾努愛世医薬有限公司	5,882万元	100%	医薬品、機能食品の販売、輸出入、流通

(7) 主要な事業内容

医薬品および機能食品の製造、販売を主要な事業としております。

(8) 主要な営業所および工場

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本社	京都府	関西支店	大阪府	小田原総合製剤工場	神奈川県
東京支社	東京都	中四国支店	広島県	北京事務所	中国
札幌支店	北海道	九州支店	福岡県	ロンドンオフィス	英国
東北支店	宮城県	創薬研究所	京都府	NS Pharma, Inc.	米国
関越支店	群馬県	東部創薬研究所	茨城県	シオエ製薬株式会社	兵庫県
東京支店	東京都	食品開発研究所	京都府	タジマ食品工業株式会社	兵庫県
千葉埼玉支店	埼玉県	山科植物資料館	京都府	NSシェアードサービス株式会社	京都府
横浜支店	神奈川県	東部流通センター	埼玉県	北京艾努愛世医薬科技有限公司	中国
名古屋支店	愛知県	西部流通センター	大阪府	天津艾努愛世医薬有限公司	中国
京滋北陸支店	京都府				

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減数
2,125名	66名増

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,827名	21名増	41.2歳	17.4年

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 70,251,484株(うち自己株式 2,898,434株)
- (3) 株主数 5,223名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,591千株	17.21%
明治安田生命保険相互会社	6,486千株	9.63%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,699千株	6.98%
株式会社三菱UFJ銀行	3,315千株	4.92%
株式会社京都銀行	3,090千株	4.59%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,887千株	4.29%
日本生命保険相互会社	1,341千株	1.99%
東京海上日動火災保険株式会社	979千株	1.45%
三菱UFJ信託銀行株式会社	775千株	1.15%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	766千株	1.14%

(注) 1. 持株比率は自己株式 (2,898,434株) を控除して計算しております。
 2. 持株比率は小数点第三位を四捨五入して表示しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
前川 重信	代表取締役会長	該当事項はありません。
中井 亨	代表取締役社長	該当事項はありません。
佐野 省三	常務取締役 営業担当	該当事項はありません。
高谷 尚志	取締役 CSR・経営管理担当	該当事項はありません。
枝光 平憲	取締役 経営企画担当	該当事項はありません。
高垣 和史	取締役 研究開発担当	該当事項はありません。
石沢 整	取締役 機能食品担当	該当事項はありません。
木村 ひとみ	取締役 サプライチェーン・信頼性保証担当	該当事項はありません。
杉浦 幸雄	取締役	該当事項はありません。
櫻井 美幸	取締役	弁護士 花水木法律事務所 株式会社日本触媒 社外取締役
和田 芳直	取締役	大阪母子医療センター 非常勤医師
小林 柚香里	取締役	アマンダライフコンサルティング合同会社代表 パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社 エグゼクティブアドバイザー
松浦 守生	常勤監査役	該当事項はありません。
桑原 健誌	常勤監査役	該当事項はありません。
近藤 剛史	監査役	弁護士 近藤総合法律事務所 泉州電業株式会社 社外取締役
丸山 澄高	監査役	税理士 丸山澄高税理士事務所 ユニチカ株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役 杉浦 幸雄氏、櫻井 美幸氏、和田 芳直氏、小林 柚香里氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 近藤 剛史氏、丸山 澄高氏は、社外監査役であります。

3. 取締役 杉浦 幸雄氏、櫻井 美幸氏、和田 芳直氏、小林 柚香里氏および監査役 近藤 剛史氏、丸山 澄高氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

4. 監査役 丸山 澄高氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は取締役、監査役、執行役員および子会社役員であり、保険料は全額会社が負担しております。
- 当該保険契約では、被保険者である会社役員がその業務につき行なった行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害につき保険金が支払われます。ただし、犯罪行為や違法であることを認識しながら行った行為に起因する賠償責任等については免責となります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された役員報酬額の範囲内で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主および従業員に対する説明責任を果たしうる公正かつ合理性の高い報酬内容とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された役員報酬額の範囲内において、取締役会からの委任に基づき報酬委員会の審議によって決定しております。なお、報酬委員会は過半数が社外取締役で構成され、委員長は社外取締役が務めております。

(取締役（社外取締役を除く）の報酬)

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬については、月額報酬と賞与部分で構成されております。月額報酬は、外部機関の調査データ、他社水準等の水準を考慮し、総合的に勘案して定めた役職に応じた定額に、各取締役(社外取締役を除く)の業績評価を加味して決定しております。期間業績に連動する賞与部分は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益に応じて算出された額に各取締役(社外取締役を除く)の業績評価を加味して決定しております。個別の報酬額については、取締役会からの委任に基づき報酬委員会の審議によって決定しております。

(社外取締役の報酬)

社外取締役の報酬については、経営の監督機能を十分に機能させるため、固定報酬のみとしております。個別の報酬額については、取締役会からの委任に基づき報酬委員会の審議によって決定しております。

(監査役の報酬)

監査役の報酬については、経営の監督機能および監査機能を十分に機能させるため、固定報酬のみとしております。個別の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及びその内容は、2017年6月29日開催の第154期定時株主総会で、取締役（当該株主総会決議時10名）の報酬額を年額6億円以内とし、また、2006年6月29日開催の第143期定時株主総会で、監査役（当該株主総会決議時4名）の報酬額を年額8千万円以内と決議をいただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬については、株主総会で決議された役員報酬額の範囲内において、取締役会からの委任に基づき報酬委員会の審議によって決定することとしております。

この権限を委任した理由は、当社は、取締役会の下に過半数が独立社外取締役で構成された報酬委員会を設置しており、取締役の報酬に関する決定プロセスの透明性や客観性を高めるためであります。

これらの手続きを経て取締役の報酬額が決定されていることから、当社取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

- ・前川重信（代表取締役会長）
- ・杉浦幸雄（社外取締役、委員長）
- ・櫻井美幸（社外取締役）

④ 取締役及び監査役の報酬等の種類別の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)		対象となる員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役	473	251	221	16
（うち社外取締役）	(40)	(40)	(-)	(5)
監査役	53	53	—	4
（うち社外監査役）	(19)	(19)		(2)

(注) 2021年6月29日開催の第158期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社の取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益に応じて算出された額に各取締役（社外取締役を除く）の業績評価を加味して決定した額を賞与として支給しております。なお、業績指標は、適宜、環境の変化に応じて、報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行うものいたします。また、非金銭報酬等については、支給しないものとしています。

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬に係る指標は、連結営業利益であり、当該指標を選択した理由は、連結営業利益が本業の業績を最も反映する指標ととらえるとともに、従業員の処遇との整合性等を勘案した上で選択しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標である連結営業利益は、目標が280億円で、実績は282億9千9百万円となりました。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
杉浦 幸雄	薬学者としての専門的な見地および客観的な視点から経営への助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会 13回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
櫻井 美幸	主に弁護士としての専門的な見地および客観的な視点から経営への助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会 13回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
和田 芳直	医師としての専門的な見地および客観的な視点から経営への助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会 13回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
小林 柚香里	外資系IT企業等において長年にわたり様々な業務や会社経営に携わった同氏が有する豊富な経験と幅広い見識を基に、実践的な視点から経営への助言をいただくことが期待されていたところ、2021年6月就任以降に開催された取締役会 11回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
近藤 剛史	主に弁護士としての専門的な見地および客観的な視点から企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上のための助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会 13回、監査役会 15回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
丸山 澄高	主に税理士としての専門的な見地および客観的な視点から企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上のための助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会 13回、監査役会 15回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう各社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 他の法人等の業務執行者または社外役員等との重要な兼職に関する事項

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係
櫻井 美幸	弁護士 花水木法律事務所 株式会社日本触媒 社外取締役	記載すべき事項はありません。
和田 芳直	大阪母子医療センター 非常勤医師	記載すべき事項はありません。
小林 柚香里	アマンダライフコンサルティング合同会社代表 パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社 エグゼクティブアドバイザー	記載すべき事項はありません。
近藤 剛史	弁護士 近藤総合法律事務所 泉州電業株式会社 社外取締役	記載すべき事項はありません。
丸山 澄高	税理士 丸山澄高税理士事務所 ユニチカ株式会社 社外監査役	記載すべき事項はありません。

(注) 小林 柚香里氏は、パナソニック株式会社の持株会社制への移行に伴い、2022年4月1日付でパナソニックコネクト株式会社（旧コネクティッドソリューションズ社）社外取締役に就任しております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	94百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	61百万円
合 計	155百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部門および会計監査人から入手した資料に基づき、会計監査人による前事業年度の監査計画と実績、監査時間と監査報酬の推移を確認し当該事業年度の監査時間および報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、NS Pharma, Inc. は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属する監査法人による監査を受けております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 155百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）導入に関する助言・指導業務等を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、またはその他会計監査人の変更の必要があると判断した場合には、会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会は本議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

5 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの構築に関する基本方針

- 1) 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 企業活動で最優先すべき規範となる「日本新薬グループ行動規範」を遵守するとともに、「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」に基づき、コンプライアンスを推進する。
 - ② 取締役の職務執行状況は、監査役監査基準に基づき、監査役の監査を受ける。
 - ③ 内部監査部門が定期的に内部監査を実施する。
 - ④ コンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度（ほっとライン：社内外に設置）を運用する。
- 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令もしくは社内規程等に基づき、適切に保存および管理する。
 - ② 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
 - ③ 必要に応じて取締役および監査役が常時閲覧・謄写することができる体制を確保する。
- 3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、統括部門のもとで、日本新薬グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する。
 - ② 経営に重大な影響を与える損失が発現する場合に備え、予め必要な対応方針および対応マニュアルを策定し、当該損失が発現したときには損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。
- 4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役および各業務執行取締役並びに各執行役員は、「業務分掌」並びに「取締役規程」および「執行役員規程」に基づき、業務の執行を行う。
 - ② 取締役会は、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、緊急に意思決定を要する場合等必要に応じて、法令および定款その他社内規則に基づき、書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
 - ③ 取締役会において、中期経営計画および各事業年度の計画を策定し、日本新薬グループ全体の目標を設定し、執行体制を確保する。
- 5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - I. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 「グループ会社管理規程」において子会社に対して報告を求める事項および責任者を定めており、これを適切に運用する。
 - ② 必要に応じて、子会社の取締役は当社の取締役会において報告、説明を行う。

II. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、統括部門のもとで、日本新薬グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する。
- ② 経営に重大な影響を与える損失が発現する場合に備え、予め必要な対応方針および対応マニュアルを策定し、当該損失が発現したときには損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

III. 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「グループ会社管理規程」に基づき、すべての子会社を統括的に管理する統括管理責任者の指示に従い、子会社全体の統括管理部門が子会社全体を統括的に管理するとともに、子会社毎に定められた管理部門等により、当該子会社の業務全般を統括的に管理する。
- ② 「取締役会規則」に基づき、定例または臨時に開催する取締役会において子会社に関する重要事項を決議する。

IV. 当社子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「日本新薬グループ行動規範」の遵守を周知徹底させる。
- ② 「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」に基づき、コンプライアンスを推進する。
- ③ コンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用する。
- ④ 「グループ会社管理規程」に基づき、内部監査部門は「内部監査規程」を踏まえ、必要に応じて子会社に対して内部監査を実施する。

6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

I. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、その職務内容に応じた能力を有する従業員を配置する。

II. 当社の監査役の職務を補助する従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役を補助する従業員は取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に職務を遂行する。
- ② 当該従業員の人事異動・考課については、予め監査役会の同意を要する。

III. 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および業務執行取締役は、監査役に対し、取締役会等の重要な会議において、適宜その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 当社の取締役および従業員並びに当社子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役が必要とする情報を提供する。また、当社の監査役が必要に応じて報告を求めた場合はこれに協力する。

- Ⅳ. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととし、これを周知徹底させる。
- Ⅴ. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役が職務の執行に関する費用の前払または償還を請求した場合は、適切に対応する。
 - ② 監査計画に応じて、監査職務の執行に関連する情報収集、研鑽、図書などに係る費用について予算化し確保する。
- Ⅵ. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
 - ② 監査役会は、内部監査部門と緊密な連携をとることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1) 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス統括責任者により選任された委員を構成員とするコンプライアンス推進会議および社内取締役を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会（2022年3月31日にCSR委員会より改称）を開催し、当社グループのコンプライアンスの実践状況、方針・計画を確認、審議している。また、全従業員を対象としたコンプライアンス部門研修、行動規範研修、経営陣を含む階層別研修等を実施している。取締役の職務執行状況および従業員の業務執行状況については、監査役監査基準に基づく監査役による監査または内部監査計画に基づく内部監査部門による監査を受けている。さらに、コンプライアンス違反の通報（相談）窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用しており、通報（相談）案件を半期毎に取締役会に報告することになっている。

2) 当社の取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

会社法等の法令や「情報取扱管理規程」に則って情報を適切に保存・管理しており、監査役監査基準に基づく監査役による監査を受けている。また、取締役および監査役より資料閲覧等の要望があった場合はそれに応じる体制を確保している。

3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「日本新薬グループ リスクマネジメント基本規程」に基づき、グループ全体を対象とした重要リスクや各部門を対象とした部門特有の重要リスクを設定し、当該リスクに対するアクションプランを策定し、実行している。また、各リスクに対する予防策や当該リスクが顕在化した時の対応策等をリスク管理シートとしてリスク毎に取り纏め、適時見直しを行っている。

4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を月1回、臨時取締役会を1回開催し、電磁的方法による書面決議を1回実施した。また、中期経営計画に則り策定された事業年度計画および日本新薬グループ全体の目標について、その進捗を四半期毎に取締役会において確認した。

5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」に基づき、すべての子会社を統括的に管理する当社の取締役（統括管理責任者）は子会社全体の経営状況の概要等を、各子会社を個別に管理する当社の取締役（管理責任者）は担当する子会社の経営状況および管理状況等を、それぞれ四半期毎に、また、子会社取締役は進捗状況を適宜に当社の取締役会にて報告した。コンプライアンス研修およびリスクマネジメントについては、「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」および「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、適正に実施している。また、コンプライアンス違反の通報（相談）窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用している。さらに、業務の適正確保のため、内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、監査を実施している。

6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役および業務執行取締役は、監査役が出席している取締役会において業務執行状況を報告している。取締役および従業員並びに当社子会社の取締役、監査役および従業員は、監査役の求めに応じ必要とする情報を提供し、協力している。また、監査に必要な経費については予算化して確保している。さらに、「日本新薬グループ内部通報制度運用規程」に基づき、当監査役に報告した者に対して不利な取扱いを行わないことを周知している。なお、代表取締役と監査役会が2回の意見交換会を実施したほか、監査役会と内部監査部門において、監査連絡会を毎月実施した。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額	科目	金額	(ご参考) 前期金額
資産の部			負債の部		
流動資産	149,632	139,090	流動負債	29,288	31,514
現金及び預金	50,413	47,770	支払手形及び買掛金	9,535	9,543
受取手形及び売掛金	42,128	39,289	未払金	11,087	8,131
電子記録債権	540	508	未払費用	1,605	1,367
有価証券	15,100	13,029	未払法人税等	3,181	6,679
商品及び製品	18,965	18,292	未払消費税等	201	582
半製品	6,369	6,050	賞与引当金	3,079	3,096
仕掛品	1,543	890	その他	596	2,114
原材料及び貯蔵品	10,975	10,291	固定負債	3,997	2,970
その他	3,595	2,968	退職給付に係る負債	3,680	2,646
貸倒引当金	△0	△0	その他	316	324
固定資産	60,419	57,937	負債合計	33,285	34,485
有形固定資産	23,881	21,306	純資産の部		
建物及び構築物	9,641	9,010	株主資本	170,774	154,535
機械装置及び運搬具	2,814	2,791	資本金	5,174	5,174
工具、器具及び備品	2,105	1,622	資本剰余金	4,445	4,445
土地	7,430	7,430	利益剰余金	163,633	147,391
建設仮勘定	1,849	451	自己株式	△2,478	△2,476
その他固定資産	41	—	その他の包括利益累計額	5,691	7,719
無形固定資産	923	677	その他有価証券評価差額金	7,996	8,911
投資その他の資産	35,615	35,954	繰延ヘッジ損益	135	11
投資有価証券	20,342	22,113	為替換算調整勘定	△256	△96
繰延税金資産	2,823	1,518	退職給付に係る調整累計額	△2,183	△1,107
退職給付に係る資産	1,147	621	非支配株主持分	301	288
長期前払費用	9,029	9,390	純資産合計	176,767	162,543
その他	2,271	2,310	負債・純資産合計	210,052	197,028
資産合計	210,052	197,028			

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額
売上高	137,547	121,885
売上原価	50,657	49,954
売上総利益	86,890	71,931
販売費及び一般管理費	58,591	45,796
営業利益	28,299	26,134
営業外収益	2,359	1,326
受取利息及び配当金	472	531
その他の営業外収益	1,886	795
営業外費用	884	701
支払利息	1	2
その他の営業外費用	883	698
経常利益	29,773	26,760
特別利益	—	1,998
固定資産売却益	—	62
投資有価証券売却益	—	1,936
税金等調整前当期純利益	29,773	28,759
法人税、住民税及び事業税	7,173	8,821
法人税等調整額	△456	△783
当期純利益	23,056	20,721
非支配株主に帰属する当期純利益	12	18
親会社株主に帰属する当期純利益	23,044	20,702

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額
資産の部		
流動資産	139,836	130,793
現金及び預金	43,522	42,118
受取手形	8	11
電子記録債権	540	508
売掛金	41,441	39,225
有価証券	14,900	12,999
商品及び製品	17,121	15,956
半製品	6,369	6,050
仕掛品	375	301
原材料及び貯蔵品	10,897	10,180
前払金	2,541	2,301
その他	2,118	1,139
固定資産	66,027	61,368
有形固定資産	22,102	20,005
建物	8,384	7,867
構築物	429	322
機械及び装置	2,490	2,463
車両運搬具	50	48
工具、器具及び備品	2,025	1,538
土地	7,315	7,315
建設仮勘定	1,407	450
無形固定資産	894	641
ソフトウェア	568	618
その他	326	22
投資その他の資産	43,034	40,721
投資有価証券	19,879	21,450
関係会社株式	129	129
関係会社出資金	1,033	—
長期貸付金	6,030	4,914
長期前払費用	9,022	9,390
前払年金費用	3,164	1,858
繰延税金資産	1,635	811
投資不動産	1,674	1,692
その他	463	473
資産合計	205,868	192,162

科目	金額	(ご参考) 前期金額
負債の部		
流動負債	28,836	31,048
買掛金	9,377	9,527
未払金	11,749	8,367
未払費用	1,190	1,251
未払法人税等	3,067	6,466
未払消費税等	110	617
預り金	358	336
賞与引当金	2,980	3,000
その他	2	1,482
固定負債	2,653	2,431
退職給付引当金	2,380	2,128
その他	273	220
負債合計	31,490	33,479
純資産の部		
株主資本	166,246	149,759
資本金	5,174	5,174
資本剰余金	4,445	4,445
資本準備金	4,438	4,438
その他資本剰余金	6	6
利益剰余金	159,105	142,615
利益準備金	1,293	1,293
その他利益剰余金	157,811	141,322
配当準備積立金	800	800
固定資産圧縮積立金	2,170	2,179
別途積立金	71,470	71,470
繰越利益剰余金	83,371	66,872
自己株式	△ 2,478	△ 2,476
評価・換算差額等	8,131	8,923
その他有価証券評価差額金	7,996	8,911
繰延ヘッジ損益	135	11
純資産合計	174,378	158,682
負債・純資産合計	205,868	192,162

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額
売上高	134,225	122,259
売上原価	50,961	51,498
売上総利益	83,264	70,760
販売費及び一般管理費	55,295	42,683
営業利益	27,968	28,077
営業外収益	2,504	1,456
受取利息及び配当金	701	751
その他の営業外収益	1,803	704
営業外費用	798	611
支払利息	1	2
その他の営業外費用	797	609
経常利益	29,673	28,922
特別利益	—	1,967
固定資産売却益	—	31
投資有価証券売却益	—	1,936
税引前当期純利益	29,673	30,890
法人税、住民税及び事業税	6,865	8,407
法人税等調整額	△483	△692
当期純利益	23,291	23,175

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

日本新薬株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高見勝文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中賢治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本新薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本新薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

日本新薬株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高見 勝 文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 賢 治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本新薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第159期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的実施するなど連携を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、グループ監査の観点から各子会社の監査役と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、取締役および使用人から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月9日

日本新薬株式会社 監査役会

常勤監査役 松 浦 守 生 ㊟

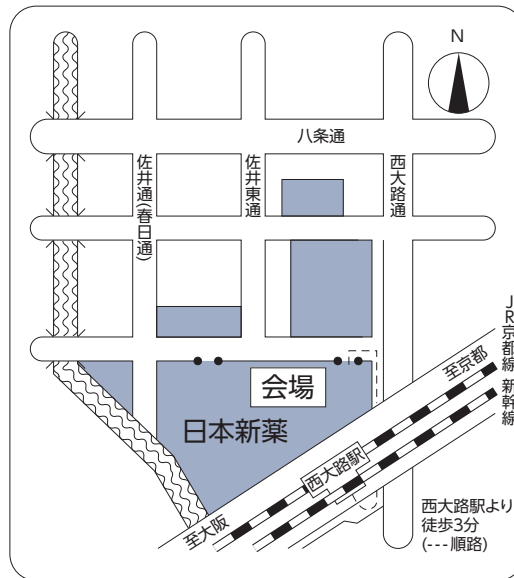
常勤監査役 桑 原 健 誌 ㊟

社外監査役 近 藤 剛 史 ㊟

社外監査役 丸 山 澄 高 ㊟

以上

株主総会会場のご案内



お土産は配布いたしません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。